

漁業の許可の制限措置の内容等について

滋賀県漁業調整規則第4条第1項第5号に基づく、長浜漁業生産組合と新虎姫漁業生産組合のやな漁業許可については、許可期間が令和8年1月31日をもって期限を迎えるため、新たに制限措置と申請期間を定めたい。

1. 制限措置

やな漁業の制限措置については、以下の通りとする。

漁業種類	漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
やな漁業	2者(ただし、操業区域ごとに1者とする。)	1 長浜市大井町地先姉川 JR橋下流 340 メートルの地点から下流 80 メートルの地点までの区域 2 長浜市唐国町地先田川 の上流側カルバート入口 の上流3メートルの地点 から上流 50 メートルの 地点までの区域	2月1日から 12月15日 まで	許可を受けようとする 区域で現にやな漁業 の許可を受けている 漁業生産組合である こと。

2. 申請期間

令和7年12月26日から令和8年1月26日まで

3. 許可の有効期間

令和8年(2026年)2月1日から令和13年(2031年)1月31日まで